

## 業務委託仕様書

### 1 業務の名称

生活困窮世帯のこどもに対する学習・生活支援業務（以下「本業務」という。）

### 2 本業務の実施主体

秋田県（健康福祉部地域・家庭福祉課）

### 3 事業の目的

生活困窮世帯のこどもに対し、基礎学力の向上、学習習慣の定着を目的とした支援を行うとともに、日常生活・進路に関する相談・援助等を行い、こどもの健全育成を図る。

### 4 委託期間及び提案見積上限額

#### (1) 期間

令和8年6月1日から令和9年3月31日まで

#### (2) 提案見積上限額

1,988,800円以内（消費税及び地方消費税を含む）

### 5 事業の対象とする地域

秋田県内の町村（小坂町、上小阿仁村、三種町、八峰町、藤里町、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村、美郷町、羽後町、東成瀬村の12町村）

### 6 事業の対象者

5に掲げる町村に居住し、かつ、(1)のア～エのいずれかの世帯に属する者で、(2)のいずれにも該当する者のうち、本人及び保護者の同意が得られた者。

#### (1) 支援対象世帯

- ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づく生活保護受給世帯
- イ 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定に基づく就学援助受給世帯
- ウ 経済的困窮や多様な困難を抱えている世帯
- エ 前各号に準ずる者として、委託者が支援の必要性を認める世帯

#### (2) 支援対象とするこども

- ア 中学生、高校生、及び高校生世代（高校中退者や中卒者を含む。）までの者（以下「生徒等」という。）
- イ 文部科学省が所管する「地域未来塾」を利用することが困難な生徒等
- ウ 三種町及び羽後町において、既存の集合型「こどもの学習・生活支援事業」を利用することが困難な生徒等

### 7 支援対象者数

8名とする。希望者が8名を超えた場合、県と受託者が対応について協議する。

### 8 事業内容

#### (1) 業務の内容

本業務の受託者は次に掲げる業務を実施するものとする。

## ア 学習支援

学習理解度に合わせて、個別に各教科を教えるほか、学習意欲向上への支援、高校受験対策等の学習支援を行うこと。また、単なる教科の指導にのみ専念するのではなく、学習支援を行う者と生徒等の信頼関係を構築し、気軽に会話ができる雰囲気づくりを常に心掛けることにより、質問等をしやすい学習環境づくりに配慮すること。

## イ 進路相談等に関する支援

進路選択に関する相談、奨学金等の公的支援の情報提供等を行うこと。

## ウ 生活支援

生徒等の生活習慣や心身の状況把握に努め、必要に応じて適切な支援を行うこと。

## エ 生徒等に関する情報の共有

- ① 生徒等の家庭環境や学習状況を保護者と共有すること。
- ② ①の共有にあたっては、対面またはオンラインによる面談を原則とする。ただし、面談が困難な場合は、電話による共有も可とする。
- ③ ①の共有を通じて把握した家庭の課題や支援ニーズについては、必要に応じて県と共有すること。

## (2) 実施方法

オンラインによる支援提供とする。

## (3) 生徒等及び保護者の同意

支援の実施にあたっては、県が事業者に対し提供した情報に基づき、生徒等及び保護者に対して事業内容の説明を行い、委託事業の利用について書面により同意を得るものとする。

## (4) 実施回数

- ア 学習支援 1回90分程度・生徒等一人につき週1回以上
- イ 保護者支援（保護者との面談等） 1回以上実施
- ウ 進路相談等に関する支援 適宜実施

## (5) 実施内容

英語もしくは数学を必須とする。

## (6) 人員配置

受託者は、以下の体制を確保すること。

- ア 本業務に関する責任者 1名
- イ オンラインによる各種支援を提供するために必要な人員

## (7) 利用料金

本業務の利用料金は無料とする。

## (8) 支援計画

生徒等及び保護者との面談等をもとに支援計画書を作成し、県に提出すること。また、支援計画書は定期的に評価を行い、必要に応じて見直しを行うこと。

## (9) 月例実績報告書

毎月の事業の実施内容、生徒等の利用状況、職員の従事状況、生徒等及び保護者への支援状況（相談対応記録を含む）等を記載した報告書を翌月10日までに県に提出すること。

ただし、3月分の報告書については令和9年3月31日まで提出すること。

(10) 年間実績報告書

本業務を実施した効果（学力・学習意欲・学習習慣等への影響及び受験の結果等）を検証した報告書を作成し、令和9年3月31日までに県に提出すること。

**9 委託料に関する事項**

(1) 対象となる経費

本業務に必要な経費とする。

(2) 委託料の変更

支援対象者数が8名を下回り、契約金額の変更が必要と判断される場合は、県と受託者が協議して定めるものとする。

(3) 欠席等の取扱い及び利用登録の解除

ア 生徒等が当日に欠席し、かつそれが受託者の責に帰すべき事由によらない場合は、当該欠席分を支援実績に含めるものとする。ただし、生徒等及びその保護者から振替授業の要望があった場合は、受託者は調整を行うよう努めるものとする。

イ 生徒等が、正当な理由なく連続して3回欠席し、かつ受託者からの連絡に応じない場合、県と受託者で協議の上、利用登録を解除できるものとする。

**10 その他**

(1) 本業務の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。

(2) 本業務で知り得た事項については他に漏らしてはならない。業務終了後も同様とする。

(3) 個人情報の取扱いについては、個人情報の取扱いに関する仕様書によるものとする。

(4) 本業務の実施にあたり疑義が生じた事項については、随時受託者と県で協議を行うものとする。また仕様書に定めていない事項についても同様とする。

(5) 業務に関し、地域・家庭福祉課長が実態調査等を行う場合は、その調査に協力し、報告書等を提出すること。

(6) 本業務に係る経理については、収入及び支出を明らかにした帳簿並びにその証拠書類を整備すること。

(7) 本業務に係る各種の証拠書類については、業務完了の日の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。